

国指定史跡二子塚古墳保存活用計画（概要）

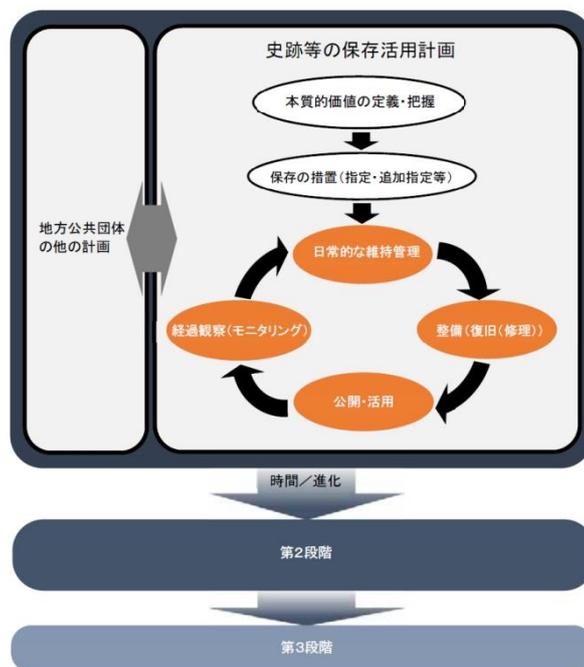
◎計画の構成

- 第 1 章 保存活用計画策定の沿革・目的
- 第 2 章 史跡二子塚古墳の概要
- 第 3 章 史跡二子塚古墳の価値
- 第 4 章 史跡をとりまく現状と課題
- 第 5 章 大綱・基本方針
- 第 6 章 保存
- 第 7 章 活用
- 第 8 章 整備
- 第 9 章 管理運営・体制の整備
- 第 10 章 行動計画の策定・実施
- 第 11 章 経過観察

◎計画の概要

第 1 章 保存活用計画策定の沿革・目的

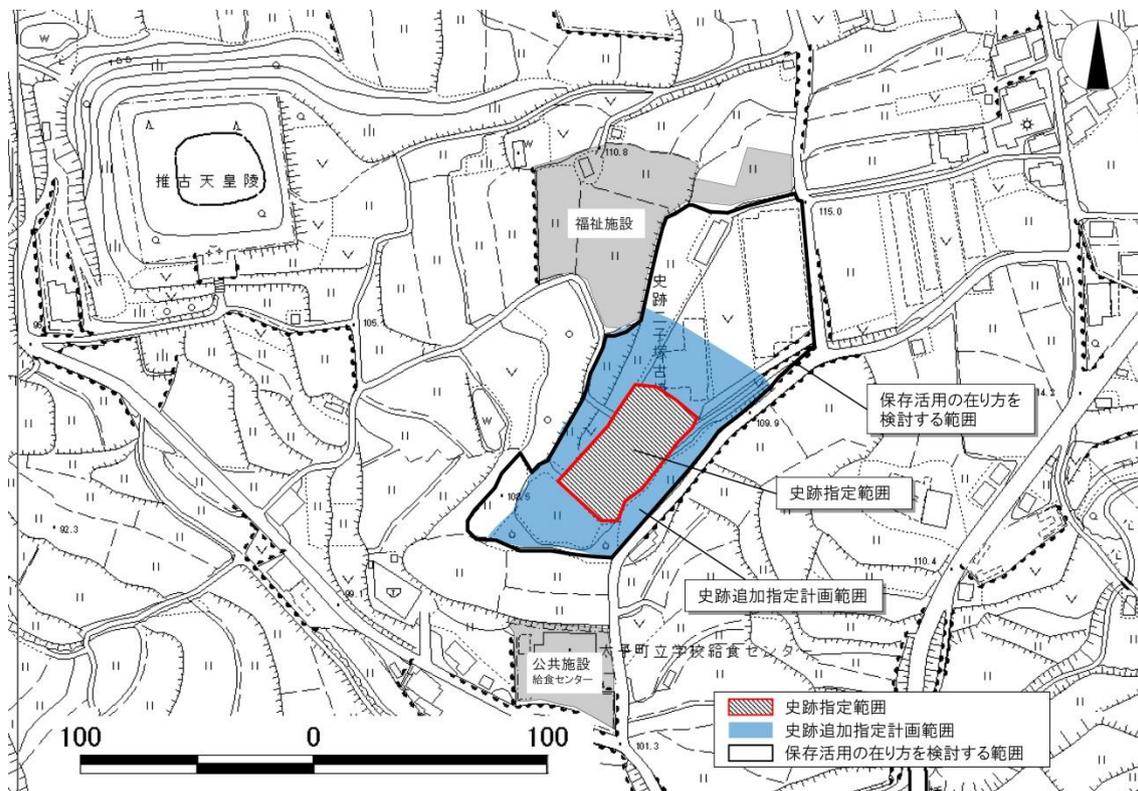
太子町を代表する貴重な歴史的・文化的遺産である史跡二子塚古墳の適切な保存管理を図り、さらに活用・整備を推進することを目的として保存活用計画を策定する。



【参考資料】史跡等の保存活用計画—循環の体系（サイクル）とその段階的な発展—
「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」平成 27 年 3 月 文化庁文化財部記念物課より引用

○計画策定の対象範囲

保存活用計画策定の対象範囲は、史跡指定地と古墳のバッファゾーンの空間でもある周辺地域（下図の保存活用のあり方を検討する範囲）とし、指定地内は保存を前提として管理し、その他の地域は地権者や関係機関等との理解と協力を得ることを前提として、史跡の価値を高めるために保存と活用のあり方を検討する範囲とする。



保存活用計画策定の対象範囲図

第2章 史跡二子塚古墳の概要

○史跡指定の状況

1. 名称：史跡二子塚古墳
2. 所在地：大阪府南河内郡太子町大字山田3385番地
3. 指定面積：1,090㎡（公簿）
4. 指定年月日：昭和31年11月28日（官報 号外第55号）

第3章 史跡二子塚古墳の価値

○二子塚古墳の特徴と価値

1. 大型方墳が東西に2基連接した双方墳という希少な墳形をもつ。
2. 古墳の終末期の姿を示す極小化した横穴式石室と退化した石棺を内蔵する。
3. 同時期の7世紀の陵墓古墳に隣接し、相関関係をもつ。
4. 同時期の渡来系要素が強い群集墳や横口式石槨墳が隣接する。

第4章 史跡をとりまく現状と課題

1. 保存

史跡指定地内は、すべて公有地化されているが、経年により墳丘の劣化や開口している東墳丘石室内への土砂流入などが激しく、適切な保存管理に支障をきたしている。また、史跡境界が法面直下であることや、町道等と史跡の連絡道についても狭隘道路しかないことから、史跡の法面保護や除草作業等の維持管理にも支障をきたしている。そのため史跡の適切な保存管理と活用整備を図るためには、墳丘や石室の保存整備や周辺の古墳関連遺構の広がりの確認を進めることや、史跡境界などを適切に維持管理するための周辺土地の公有地化が必要不可欠である。

2. 活用

見学者に対して簡単な説明板を設置して情報提供を行い、観光パンフレットや史跡地図を作成して情報発信を行っているが、史跡の重要性（主要な価値）や意義を伝え理解してもらい取り組みは十分とはいえず、史跡の価値の保存につながる活用や、地域住民にとってかけがえのない、親しみのあるものにするような取り組み、太子町域に所在する多くの歴史文化遺産と連携させて活用する取り組みが必要となる。

3. 整備

墳丘盛土の流出を防止するための整備や、古墳の価値を正確に伝え、保存につなげるための整備が十分ではなく、来訪者のための便益的な施設がなく活用のための整備も不十分であること、周辺の歴史・文化遺産との連携した整備が不十分であることから、墳丘の保存のための整備や、東墳丘石室の公開を適切に行うことができる整備、訪れた見学者が古墳の往時の姿と重要性を理解しやすい整備を行う必要がある。

また、指定地を訪れる見学者への情報提供だけでなく、地域住民が親しみを持ち、誇りとできるようなガイドンス・便益施設等の整備や、周辺の歴史遺産や天皇陵古墳、文化施設との連携を深めることができるようなサイン等の整備、そして史跡へのアクセスの向上を図る整備が必要となる。

4. 運営・体制

史跡整備を行い施設の充実が図られるとともに保存管理、活用、整備を実践するための適正な人員配置が課題となる。また、他部署との連携も十分とは言えず、町の企画や開発部局、観光関連の部署や機関等との連携や協力なども、今後の課題となる。史跡に関する地域住民等との連携、解説ボランティアの育成など、地域住民と一体となった体制を整備し、運営していくことが重要となる。

第5章 大綱・基本方針

史跡二子塚古墳は、我が国の古代史上、重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域にとってもかけがえのない歴史文化遺産である。この史跡を適切に保存し、未来へ確実に継承するため、本計画における基本方針（大綱）を次のとおり定める。

1. 史跡を確実に保護し、未来へと継承していく。
2. 史跡内外の古墳関連遺跡の調査研究を推進し、二子塚古墳の全体を把握する。
3. 住民が歴史的価値を理解し、体感できる史跡を目指す。
4. 太子町内外の古墳関連遺跡や歴史文化遺産と関連付けた活用を図る。
5. 来訪者にとって憩いや交流の場となるような史跡を目指す。
6. 適正な管理運営体制を確立し、保存活用を推進する。

第6章 保存

史跡の確実な保存と継承を目指して、土地利用状況や古墳の関連遺構の広がり、追加指定の計画などの現状を踏まえて、地区ごとの構成要素を整理し、保存管理と現状変更の取り扱い基準を定める。なお、今後の発掘調査で古墳の関連遺構の存在が明確になり、地権者の協力を得て追加指定により史跡指定地の範囲が拡大した場合には、該当する場所について保存管理の地区区分や現状変更の取り扱いを見直すものとする。

第7章 活用

太子町域には日本遺産「竹内街道」をはじめ各時代の多様な歴史文化遺産が存在しており、それらと幅広く連携した活用を図り、地域の歴史文化を通史的に豊かに体感できるようにすることが望ましく、それによってこの地域から近隣飛鳥地域のみならず我が国の大きな歴史の流れをも照らし出すことができる。さらに、史跡二子塚古墳を活用した学習や交流を地域住民と協働して進めることにより、地域の誇りとしての史跡がまちづくりの資源として重要な役割を果たすことも期待できる。これらの点を踏まえ、活用の基本方針を以下のように掲げる。

1. 地域を知る・体感する場としての活用
2. 地域住民の憩いの場としての活用
3. 地域住民や他地域住民・史跡来訪者の交流の場としての活用
4. 人づくり・まちづくりの場としての活用
5. 太子町域の歴史文化遺産と連携した活用

第8章 整備

○史跡指定地内の整備の基本方針

1. 史跡等の保存管理をおこなうための整備
2. 史跡二子塚古墳のわかりやすい表示
3. 緑陰整備
4. 歴史文化資源に配慮した景観づくり
5. 汎用性の高い整備

○その他の地域（史跡指定地外）の整備方針

1. エントランスゾーン（ガイダンス・便益施設等）の整備
2. 太子町域の歴史文化資産と史跡とを結びつける整備

第9章 管理運営・体制の整備

史跡二子塚古墳における適正な保存管理のために、太子町が大阪府・文化庁等の関係行政機関、地域住民、住民団体等と相互に連携して意思疎通と連携を図る。

第10章 行動計画の策定・実施

今後実施する各種の施策について、計画した保存管理・活用・整備の内容を、当面実施する短・中期計画、それ以降に整備を行う長期計画に整理して示す。

第11章 経過観察

太子町教育委員会事務局の所管組織が主体となり経過観察を実施し、その結果は住民に公表する。経過観察の方法として、広く施設や事業の運営改善に用いられている PDCA サイクルを導入する。実施する間隔について、年度内での改善や次年度予算や体制へ反映させるために6ヵ月程度とする。内容は、①重点課題の進捗状況の点検、②保存管理・整備活用の実施項目と方法の点検及び見直しとする。この経過観察による現状の把握、結果の分析を行うことで、問題点を抽出・把握し、改善していくことが目的となる。